

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成18年1月20日から同年2月20日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市中央区大手通一丁目2番12号 NBF谷町ビル7階

大阪府商工労働部商工振興室地域産業課

富田林市常磐町1番1号

富田林市市民生活部情報公開課情報コーナー

大阪府告示第134号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

平成18年1月20日

大阪府知事 齊藤 房江

1 大規模小売店舗の所在地及び名称

和泉市いぶき野五丁目1番11号

エコール・いずみ

2 法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による公告をした日

平成17年8月30日(平成17年大阪府告示第1632号)

3 和泉市の意見の概要

意見なし

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成18年1月20日から同年2月20日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市中央区大手通一丁目2番12号 NBF谷町ビル7階

大阪府商工労働部商工振興室地域産業課

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市都市産業部商工観光課

大阪府告示第135号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

平成18年1月20日

大阪府知事 齊藤 房江

1 大規模小売店舗の所在地及び名称

松原市高見の里四丁目820番地

松原ショッピングプラザ

2 法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による公告をした日

平成17年9月2日(平成17年大阪府告示第1654号)

3 松原市の意見の概要

(1) 来客の自動車の台数が駐車場の収容台数を超える場合は、必要な措置を講ずること。

(2) 歩行者の交通安全対策に努めること。

(3) 騒音に係る規制基準を遵守すること。

(4) 周辺の生活環境の保持に配慮すること。

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成18年1月20日から同年2月20日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市中央区大手通一丁目2番12号 NBF谷町ビル7階

大阪府商工労働部商工振興室地域産業課

松原市阿保一丁目1番1号

松原市市民生活部経済振興課

大阪府告示第136号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

平成18年1月20日

大阪府知事 齊藤 房江

1 大規模小売店舗の所在地及び名称

松原市高見の里四丁目820番地

松原ショッピングプラザ

2 法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による公告をした日

平成17年9月2日(平成17年大阪府告示第1655号)

3 松原市の意見の概要

意見なし

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成18年1月20日から同年2月20日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市中央区大手通一丁目2番12号 NBF谷町ビル7階

大阪府商工労働部商工振興室地域産業課

松原市阿保一丁目1番1号

松原市市民生活部経済振興課

大阪府告示第137号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第4項の規定により、同条第1項の指定に係る次の区域の一部について同項の指定を解除する。

平成18年1月20日

大阪府知事 齊藤 房江

高石市高砂三丁目46番の一部

大阪府告示第138号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及